

GMO-FX VR トレード利用規約

この規約（以下「本規約」）は、お客様が GMO クリック証券（以下、「当社」といいます）の提供するアプリケーション（以下、「本ソフトウェア」といいます）をご利用される際の取り扱いについて定めるものです。

以下の条項をお読みになり、これに同意されない場合は、本ソフトウェアをご利用いただくことができません。

第1条（本規約の趣旨）

- 1.お客様は、本ソフトウェアを利用して、当社が提供する金融商品取引・投資情報サービスを利用することができます。
- 2.本ソフトウェアの利用に際しては、本規約の他、オンライントレード取扱規程及び店頭外国為替証拠金取引約款、その他当社規程又は取引ルールのほか、法令・諸規則の定めに従うものとします。

第2条（利用対象者）

どなたでも利用可能です。但し、当社に口座を開設されていない場合、一部機能に制限がございます。

第3条（申込）

本ソフトウェアのご利用には、お客様の携帯端末機へ本ソフトウェアをダウンロードする必要があります。

第4条（利用料金）

本ソフトウェアの利用料金は無料です。ただし、通信料はお客様のご負担となります。

第5条（ライセンスの付与）

本規約の定めに従い、お客様に対し、お客様本人が使用することを目的として、本ソフトウェアを携帯端末機にダウンロード、インストールすることを認めるとともに、お客様が本ソフトウェアを利用するための限定的、個人的、非営利的、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可の無償ライセンスを供与するものとします。

第6条（利用の制限）

- 1.本ソフトウェアに関する著作権及び知的所有権、その他一切の権利は当社に帰属します。
- 2.お客様は、本利用規約に従って、本ソフトウェアを利用する場合のほか、その目的の如何を問わず、本ソフトウェアの全部又は一部を、複製、加工、または再利用することはできま

せん。

3.お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を、販売、譲渡、賃借、質入、貸与、頒布又は輸出したり、その仲介者や提供者となったり、第三者に本ソフトウェアの全部又は一部に関する権利を付与してはならないものとします。

4.お客様は、本ソフトウェアの利用を終了する場合は、本ソフトウェアを消去してください。お客様が、前項目に違反すると当社が判断した場合、当社は本ソフトウェアの使用を不可にする他、お客様との全てのお取引を停止いたします。

第7条（免責事項）

1.当社は、本ソフトウェアにおいて提供する投資情報には万全を期しておりますが、その内容を保障するものではありません。

2.お客様は、ご自身の投資判断で本ソフトウェアを利用して金融商品取引を行うことを自認し、当社は本ソフトウェアを利用した金融商品取引の結果についていかなる責任を負うものではありません。

3.当社は、次に定める事由により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(1)お客様の誤発注により生じる損害。

(2)本ソフトウェアのインストールまたは利用に関連してお客様に直接的又は間接的に発生する一切の損害（ハードウェア・他のソフトウェアの破損又は不具合等を含む）及び第三者からなされる請求。

(3)お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、ユーザーID、パスワードの一致を確認して行った利用行為および取引により生じるお客様の損害

(4)通信回線及びシステム機器等の瑕疵または障害（天災地変等不可抗力によるものを含みます）、通信速度の低下または通信回線の混雑、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等に起因した本ソフトウェアの利用不能、情報の伝達遅延、誤謬又は欠陥、本ソフトウェアからの取引注文の発注不能又は受託不能、正常に受託した取引注文の執行不能、誤執行、または執行遅延により生じた損害。

(5)当社及び情報提供会社のシステムメンテナンスにより、本ソフトウェアが利用できないことによって生じる障害。

(6)当社が本ソフトウェアについてアップデートファイルを提供しているにもかかわらず、お客様当該ファイルの利用を行わなかったことによる損害。

(7)第8条に定める対応機種以外のもので本ソフトウェアを利用したことによる損害。

(8)その他、オンライントレード取扱規程、及びその他当社の規程・約款で免責事項として定める損害。

4.当社は、お客様に対し、本ソフトウェアに関する技術サポート、保守、機器改善等のいかなる技術的役務の提供義務も負いません。

第 8 条（対応機種・推奨環境）

本ソフトウェアの対応機種・推奨環境は当社指定の機種となります。ご利用の前に必ずご確認下さい。

第 9 条（規約の変更）

本規約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法（制定：明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号、改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 44 号）第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに会員ページ内のお知らせ若しくは当社ホームページ内に掲載すること又はその他相当の方法により周知します。

第 10 条（その他）

本規約は、日本国法に準拠し、日本国法に基づいて解釈されます。また本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とします。

2020 年 2 月 21 日
GMO クリック証券株式会社